

建設工事入札における最低制限価格等の算定方法の見直しについて

このたび、国において、ダンピング受注による公共工事の品質への影響や下請業者・建設労働者へのしわ寄せに対応するため（ダンピング受注の防止）、低入札価格調査基準の見直しがありました。

当市におきましても、国の基準見直しを受け、建設工事入札にかかる最低制限価格および低入札価格調査基準価格の算定方法について見直しを行い、下記のとおり当該制度の改正を行うこととしましたので、お知らせします。

記

1 見直しの概要

基準価格および低入札価格調査基準価格の範囲

【現 行】

予定価格の 7 / 1 0 ～ 9 / 1 0



【見直し後】

予定価格の 7. 5 / 1 0 ～ 9. 2 / 1 0

※最低制限価格等算定方法の詳細については「**3 関係要領**」をご確認ください。

2 適用時期等

令和元年(2019年)6月1日以降に入札公告(または指名通知)する建設工事
→公告日(または指名通知日)が令和元年6月1日以降の入札案件から
新基準を適用します。

3 関係要領 (※下記をクリックすると各要領にリンクします。)

[函館市企業局建設工事最低制限価格制度実施要領](#)

[函館市企業局建設工事低入札価格調査要領](#)